他に分類されない事業サービス業	9229	その他の建物サービス業	
	9291	ディスプレイ業	
	9292	産業用設備洗浄業	
	9293	看板書き業	
	9294	コールセンター業	
	9299	他に分類されないその他の事業サービス業	
経済団体	9311	実業団体	
	9312	同業団体	
労働団体	9321	労働団体	
学術・文化団体	9331	学術団体	
	9332	文化団体	
政治団体	9341	政治団体	
他に分類されない非営利的団体	9399	他に分類されない非営利的団体	
神道系宗教	9411	神社、神道教会	
	9412	教派事務所	
仏教系宗教	9421	寺院、仏教教会	
	9422	宗派事務所	
キリスト教系宗教	9431	キリスト教教会、修道院	
	9432	教団事務所	
その他の宗教	9491	その他の宗教の教会	
	9499	その他の宗教の教団事務所	
管理、補助的経済活動を行う事業所（95 その他のサービス業）	9501	管理、補助的経済活動を行う事業所	ただし、液化石油ガス（LPG）売てん業及び液化石油ガス（LPG）の貯蔵を行う事業に係るものを除く
集会場と畜場	9511	集会場と畜場	
	9521		

備考　この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年10月総務省告示第405号）の分類表に従っている。

○財務省告示第七十号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年二月三日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年三月六日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四百二十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法　イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額　イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆千七百四億七千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千七百九十五億円

七　払込金額　イ　価格競争入札発行　五兆千六百九十八億三千三十一万四千九百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千七百九十四億四千五十四万二千円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十六年三月三日

十一　発行価格　額面金額百円につき九十九円九十八銭七厘以上のそれぞれの応募価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭七厘六毛

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

十二　償還期限　平成二十六年五月七日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十六年三月三日

○財務省告示第七十一号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年二月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年三月六日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四百二十九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項